

議長

尚経流審議の必要ありと認められたるに
一時休會をせしむることと思はれし如何と
認る。

全員

田中議長

議長

全員田中議長にさつき決會の日時の決定
方を認る。

一五番

七月十二日午後一時より再開した。

議長

昨今三五番議員の意見見に対し田中議長の
意見を認る。

全員

田中議長

議長

全員田中議長にさつき決會は七月十二日
に再開する事に決し一時休會した
ことを認る。
午後四時十分

日時

一九二四年七月十二日午後一時

場所

直野河村役所

参興

村長 助役 村入役

議事日程

議案第一二五号

議長

出席を報告す

出席者 一九名

議長

全員出席につき議案を再開す
午後一時

議長 議事才一六号は長期にわたって審議研究したる
因議の有無を認めよ

全員 因議あり

議長 全員 因議ありにこそ議事才一六号は
は原案通り可決して如何と知る

全員 因議あり

議長 全員 因議あり

議長 全員 因議ありにこそ議事才一六号は
原案通り可決せよ

議長 本日の全日議終了に於きし事案は
本議會を打會致す可き事なり

議長 午後一時三十分

本議會の顛末を記し事實に相違なき
事を記するに於ては如何とする

一九五四年七月十二日

立野村議會議長 知念俊士

議事録 宮城 弘

議事録 名場 一三三

